

令和7年9月定例会総務文教常任委員会（9月24日）

開会（9：48）

○内田修司委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で8件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、市立総合病院、総務部、生きがい・交流部の順で審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

初めに、市立総合病院所管の議案の審査を行います。

まず、議第73号「焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は7ページ、参考資料は12ページからです。

それでは、議第73号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○河合一也委員 今回のこの改定が、育児のためとか仕事と家庭の両立を図るため、とてもいい改定なので特に問題はないんですけど、よさが分かったような分からぬところもあるものですから、具体的に教えてほしいんですけど、どんな勤務形態の人にとってこういう有益なものになるという。具体的な例として、よさが分かるように説明してもらえればと思うんですけど。

○寺尾貴裕病院総務課長 まず、部分休業の制度というのは、これまでには、正規職員でフルタイムの職員が勤務時間の前後で2時間を超えない範囲で休業することができて、それは、お子さんを保育園とか幼稚園に送っていくとか迎えに行くというところを想定して、1日のうちで2時間を超えない範囲の中で、そういう形で休業してくださいねという制度です。

今回の部分については、年間を通して10日の範囲内で取得することができて、それは選択できます。ですので、10日というのは、幼稚園で仮に運動会みたいなのがあって、そこに1日、育児のために部分休業しなきゃならないということを想定して、そこを選択できるような、広い範囲の中で休業できるというような制度に広がったということだと考えています。

○河合一也委員 使いたいときに十分な使い方ができたりとか、多く使ったりちっちゃく使ったりとか、そういうことが今まででは2時間という範囲が決まっていたけど、それが年間を通してということで、自分で選択できる幅が広がったということでいいんですかね。

○寺尾貴裕病院総務課長 基本的には選択になりますので、その年度でどちらを選択するか。2時間で、要は、家庭の事情によってお子さんをどうしてもお迎えとか行かなきゃならないという方であれば、多分2時間の範囲の中で早く終わって迎えに行くということ

とを選択するかと思ひますけど、ただ、その迎えについては、仮にですけど祖父母とかがいて、そこでお迎えに行ってもらえるという場合については、その10日の範囲内で、何か行事があれば休むというような、そこは年度ごとに選択していくという制度です。

○奥川清孝委員 これ、公布の日はいつからですか。

○寺尾貴裕病院総務課長 今定例会の議決後に速やかに公布し適用になるという形になります。

○奥川清孝委員 市長部局職員の条例改正は前定例会で提案したと思うんですけど、水道と病院が一緒にやらなかつたのはどういうことですか。

○寺尾貴裕病院総務課長 今回、国から企業職員宛てに来た通知が5月22日付で来ました。ですので、市長部局はもうちょっと早めに来ていて、そのところでタイムラグがあつたいうところで、6月定例会には間に合わなかつたという状況です。

○奥川清孝委員 了解です。

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第73号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よつて、議第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認第18号「令和6年度焼津市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

質疑の際には、決算書のページ数をお伝えいただくようお願ひいたします。

それでは、認第18号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 3ページの今年度純損失、まず、全体像から確認したいんですけども、令和6年度は14億円の純損失ということですので、最大の要因はどのように分析をされているか、改めて教えてください。

○増田恵子病院事務部長 赤字の決算であったことの分析でございます。

まず、要因といたしましては、物価高騰によります材料費や人件費の上昇による費用の増、それから、患者数の減少による収入の減が大きな要因だというふうに考えております。令和6年度の診療報酬の改定があつたんですが、全体でプラスの0.88%という改定でございましたが、こちらが物価上昇や人件費の上昇に追いついていないということも大きな要因であります。

当院が加盟しております全国自治体病院協議会の調査結果によりますと、約9割の病院が赤字決算であったということ、当院と同規模の400床以上の病院ですと94%が赤字決算、うちの病院は災害拠点病院でもございますけれども、災害拠点病院でも94%が赤字決算ということでありまして、一般質問のときに市長の答弁もございましたけれども、国へ診療報酬の引上げの要望もしているというような状況であります。

当院としては経営改善を進めておりまして、医療の質の確保、地域医療連携の強化、業務の効率化に取り組んでいるところではありますが、今回赤字決算となってしまったという状況であります。

○藤岡雅哉委員 状況を聞けばそのとおりなんだろうなというところなんですけれども、それをしっかりと決算、予算を見ていかなきやいけないので、その分析を踏まえて、令和7年度は136万円の黒字だというふうに計画をされているというところで、令和6年度決算を踏まえて、どこをどう改善をすれば、それが実現できると見ておけばよろしいんでしょうか。

○増田恵子病院事務部長 令和7年度の予算につきましては黒字の予算を組んでおるところではありますが、先ほども申し上げましたように、経営改善を進めておりまして、医療の質の確保、それから地域医療連携の強化、業務の効率化というところを重点に置いて、プロジェクトチームを組んで今やっているところであります。

○藤岡雅哉委員 全体の方針は分かります。できれば、金額的な面で、ここは結構大きい改善が見込まれるとか、これをもくろんでいるということが、もし御説明できるようであればお願いしたいんですが。金額のイメージが全然湧かないものですから。

○増田恵子病院事務部長 金額につきましては、今、答弁できるような金額は持ち合せていらないということと、まだ、今年度、9月でございますので、今のところ金額についてはお答えできない状況でございます。

○藤岡雅哉委員 同じく3ページの一番下の当年度未処理欠損金が108億円という形なんですけれども、資本金が127億円ですので、非常に危惧されるところではあると思うんですが、これは、こういう言葉を使っていいかどうか分かりませんが累積赤字という意味でよろしいのかということと、返済を予定するものなのかどうなのか、御回答いただけますか。

○関 振病院経営戦略課長 今、委員から累積赤字ということかということですけれども、今年度未処理欠損金につきましては、前年度の未処分利益剰余金であります前年度繰越欠損金の94億円に今年度の純損失14億円が加わってきたということですので、累積赤字ということで理解していただいてよろしいかと思います。

また、返済をしていくかという御質疑ですけれども、当然赤字ですので、今後、解消に向けての経営を進めていく必要があると考えております。

○藤岡雅哉委員 委員長が一般質問されたものがあったんですけれども、現状、令和6年度、それから令和7年度も今423床で経営されている。予算の審査のときにも質疑させていただいたんですけれども、稼働率の目標は85%ということでありました。先ほどの純損失の最大の要因というところで原価高騰ということがあると思うんですけれども、これは非常に乱暴な推論ではあると思うんですけれども、今現在、423床で70%台の稼働ということは310床程度が稼働しているという計算にはなるんですけれども、新病院の設定の中で350床というお言葉が出ましたけれども、それは、この決算の結果を受けて病床数を新病院より前に減らしていくという議論があるんでしょうか。

○増田恵子病院事務部長 新病院開院前の病床数の削減については、今議論をしているところでございます。

○藤岡雅哉委員 当然、民間企業とは違って地域の役割を持った病院ですので、お金のこ

とばかりじゃないとは思うんですけども、ただ、企業会計として見ていただいているということでいけば、あくまで黒字まで目指すんだ。経費を削減していくんだというところで、予算のときにも、423床の病床稼働で運営されていて、それに見合う原価をやっぱり確保されているという御答弁でしたものですから、経営改善をするに当たっては、原価改善のためにそういう見直しはぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これは事務的なことで、私が分かっていないところなんですが、26ページ、27ページの医業収益、それから医業外収益のところに、他会計負担金というところで、一般会計の繰り出しで8億円と、両方で足して16億円ぐらいあると。これが繰出基準内でこの金額ということでおろしかったですか。

○関 肇病院経営戦略課長 基準内の繰入金になっております。

○藤岡雅哉委員 了解です。

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認第18号は、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、認第18号は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、お疲れさまでした。

ここで10時15分まで休憩いたします。

休憩（10：07～10：14）

○内田修司委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部所管の議案の審査を行います。

まず、認第10号「令和6年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

質疑の際には、決算書のページ数及びソリューション番号等をお伝えいただきますようお願いいたします。

それでは、認第10号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 決算書の291ページ、歳入の1款1目で土地貸付収入が327万3,840円とあります。アトレの駐車場などという御説明だったんですけども、土地の価格というのは毎年のように変化があると思うんですが、それに応じて貸付料というのは、その都度見直していくものなんでしょうか。

○富田佳伸公有財産課長 基本的に1年で更新して貸付けを行っておりますので、毎年貸

付料を前年度の固定資産評価額により算出して見直しております。なので、毎年金額が若干変わっていくような形になります。

○秋山博子委員 そうしますと、3.11の東日本大震災以来、沿岸部の土地価格が下がったりだと、また、若干復活したりだとかというのがありますけれども、今回の歳入に、この金額、これまでの推移等をどんなふうな流れがあるでしょうか。

○富田佳伸公有財産課長 あくまでも貸付けなので、そのときに貸付けを希望されるところに貸付けをしておりますので、その貸付先も年度によって変わりますが、固定資産評価額は東日本大震災からどう推移しているか、基本的には、路線価を見ていただければ分かると思いますが、だんだん戻ってきてはいますが、去年より若干下落したというのを承知しております。

○奥川清孝委員 293ページ、この補償費は何ですかね。

○富田佳伸公有財産課長 小浜塩釜神社線道路改良事業に関わるものとして、これは物件移転補償になります。

○奥川清孝委員 それから、すみれ台の住宅団地下水処理場ですけども、これは、田尻の、すみれ台の住宅のところですよね。金額を。

○富田佳伸公有財産課長 すみれ台団地下水処理場更新事業に伴いまして、取得した額が694万128円となっております。

○奥川清孝委員 ちなみに、面積と単価をお願いします。

○富田佳伸公有財産課長 418.08平米で694万128円になります。

○奥川清孝委員 今まででは処理場というのではなくて、新たに用地を取得して建て替えるということでの取得なんですかね。

○富田佳伸公有財産課長 更新事業ですので、先行して土地を取得して新たに造るというものになります。

○奥川清孝委員 了解です。

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認第10号は、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、認第10号は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号「焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担）請負契約の締結について」を議題といたします。

議案書は12ページで、参考資料は24ページからです。

それでは、議第77号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○河合一也委員 今回の制限付き一般競争入札というところで1者のみの、地元の工務店が請け負ってくれるのはいいんですけども、制限付きの競争入札なので、ある程度資

格審査等があった上で入札可能となるんですけども、入札対象地域というのを決めるんですか。地域がある程度あって、入札可能となる業者というのは複数あっての上でのたまたま1者の申請だったということでいいんですかね。

○富田佳伸公有財産課長 制限付き一般競争入札となりますと、所管しているところが実は契約検査課で、建設工事請負業者等審査委員会というものを開きまして、そこで、大井川庁舎の改修工事はどのような業者に発注するかというのを審査していただきまして、その審査の結果を私たちに報告をもらいまして、それに基づいて発注するという形になっておりますので、今回の制限付き一般競争入札については、建設工事請負業者等審査委員会で決めていただいたということになります。

それを出すときの案件としてこういう業者がありますよというのがあるんですが、その制限というのは、基本的には工事の評価点というのがあるものですから、それを何点以上の業者にするのかとか、そんな中で審査していただきますので、私たちが決めていけるような形ではないので、そんなような形になります。

○河合一也委員 建設工事請負業者等審査委員会というのは、どこが関わっているのか。

○池谷功武総務部長 契約検査課が事務局をやっておりまして、副市長が委員長となりまして、総務部長、行政経営部長、それから建設部長、防災部次長、関係課の課長が見えたり、工事によって様々ですが、その委員会で決めることとなります。

○河合一也委員 工務店となると、幾つかある中で1者だけの入札というのが気になったので質疑させてもらいました。

あと、別件なんんですけど、講義室が3室あって、講義室の活用用途というのはどのように考えているでしょうか。

○富田佳伸公有財産課長 大井川庁舎改修の検討のときに関係する課がありまして、スマイルライフ推進課とか健康づくり課の要望を聞きまして、それに基づいて講義室を設置しておりますので、講座とかそういうものを開くために各課で必要だということで講義室を造らせてもらうような形になっております。

○河合一也委員 相談室が多いのは何となく分かるんですけど、講座ということですね。

○奥川清孝委員 入札が1者だけということで、一番心配なのは、入札参加者の競争という部分でどうなのかなと。ちゃんと工期までにできるのかとか、非常に疑問に感じてしまう部分が。それは、もうからないから入札が入らないのかという部分もあると思うので、設計積算が、今の物価高で大変だという部分があるのかどうかということを、その辺の競争とか参加業者を増やすという部分については、どんな考えを持っているのか。

○富田佳伸公有財産課長 通常でしたら工事希望型一般競争入札、先ほど言った制限付き一般競争入札につきましても、工事ですので、ある種の条件をつけます。このぐらいのレベルの工事であればこのぐらいの点数の業者がやらないとしっかりいかないだらうという縛りは、そこでかけるんですけども。

先ほど、1者しか来ないという話ですが、これにつきましては、あくまでも業者がその仕事を取りたいということで、どの業者も参加できるものですから、あとは、会社でやるやらないという、工事を取りたいのか取りたくないのか、もしくは、ほかの案件があって工事の監督がつけられないとか、諸条件がいろいろありますので、一概に何とも言えません。

○秋山博子委員 参考資料の24ページのところで工事概要ア、イ、ウ、エとありますて、屋外で、屋根防水とか外壁の改修というのがあるんですけれども、それ以外の1階、2階、3階は更新したりとか、レイアウトといいますか、関係する部からの要望を聞いて改修ということになるんですが、屋根防水というと、もともとメンテナンスとして必要なことだったということで、種類が違うという印象もあるんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○富田佳伸公有財産課長 階段の壁から漏水していて、防水に不具合があつて雨漏りしていたというのがありますて、今回の改修に合わせて防水工事も一緒にやらないと、また今度、せっかくきれいにしたところが雨染みになつてしまつますので、防水工事をやらせていただくということになります。

○秋山博子委員 そうしますと、その改修に合わせて、これまで懸念のある箇所も工事に含めたということですが、それは屋根防水のみですか。ほかにもありますか。

○富田佳伸公有財産課長 1階のトイレを更衣室のほうへ移動させていただいております。トイレの配管が折れていますて、あまり通りがよくないというのもあったものですから、今回トイレを移動させていただいているというように、いろいろ今回の改修に合わせてやらせていただきます。

あと、空調工事とLEDの照明管ということもやらせていただきます。

○秋山博子委員 了解です。

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第77号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よつて、議第77号は可決すべきものと決しました。

以上で、総務部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩（10：35～10：37）

○内田修司委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生きがい・交流部所管の議案の審査を行います。

まず、議第71号「焼津中央広場条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は1ページです。

それでは、議第71号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第71号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第71号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号「令和7年度焼津体育館建設工事（建築工事）（債務負担）請負契約の締結について」から議第81号「令和7年度焼津体育館建設工事（機械設備工事）（債務負担）請負契約の締結について」までの3議案を一括して議題といたします。

議案書は14ページから、参考資料は32ページからとなります。

これより3議案に対する質疑に入りますが、採決は議案ごと個別に行いますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、質疑、意見のある委員は御発言願います。

○奥川清孝委員 3議案なんんですけど、非常に入札参加者が少ない中での工事が多いということがあるので、実効性を保つために、契約検査課で中間検査とか材料検査、といったものをやると思うんですけど、事業主体、発注側でどういう検査を計画されているんですか。

○小泉富広スポーツ課長 建設工事及び機械設備、電気工事については、全て受託課として公共建築課が入っておりまして、そちらのところで材料検査であったりとか中間検査、そもそも検査関係は、そちら主体で検査を実施する予定でございます。

○奥川清孝委員 そうすると、受託課の検査をやりながら契約検査課の検査もダブってやるということなんですか。

○小泉富広スポーツ課長 奥川委員おっしゃるとおりで、契約検査課と受託課である公共建築課、あと我々もということで検査は進めていきたいと考えております。

○奥川清孝委員 実際に両方で検査をやるんだけれども、発注者も一緒に立ち会ってやつたほうがいいと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○小泉富広スポーツ課長 私どもスポーツ課でも立ち会って検査に入りたいと考えております。

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 それでは、討論を打ち切ります。

これより順次、採決いたします。

まず、議第79号をお諮りします。

議第79号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第79号は可決すべきものと決定いた

しました。

次に、議第80号をお諮りします。

議第80号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第80号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第81号をお諮りします。

議第81号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第81号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、生きがい・交流部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

これで総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

閉会（10：46）